

新 城 市 議 会

総 務 消 防 委 員 会

平成28年3月10日（木曜日）

総務消防委員会

日時 平成28年3月10日（木曜日） 午前9時00分開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 総務部、企画部、消防本部
第1号議案
第4号議案～第25号議案
第88号議案
第93号議案
第96号議案

「質疑・討論・採決」
「質疑・討論・採決」
「質疑・討論・採決」
「質疑・討論・採決」
「質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

委員長 村田康助 副委員長 打桐厚史
委員 中西宏彰 丸山隆弘 加藤芳夫 菊地勝昭
議長 下江洋行

欠席委員 なし

説明のために出席した者

総務部、企画部、消防本部の係長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 中島 勝 議事調査課長 伊田成行 書記 今野千加

開 会 午前9時00分

○村田康助委員長 ただいまから総務消防委員会を開会します。

本日は、9日の本会議において、本委員会に付託されました第1号議案、第4号議案から第25号議案まで、第88号議案、第93号議案及び第96号議案の26議案について審査いたします。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第1号議案 新城市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第1号議案を採決します。

本議案は、承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、承認すべきものと決定しました。

次に、第4号議案 新城市行政不服審査法施行条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第4号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第5号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第5号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第6号議案 新城市情報公開条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第6号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第7号議案 新城市個人情報保護条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第7号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第8号議案 新城市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第8号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第9号議案 新城市男女共同参画審議会条例等の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第9号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第10号議案 新城市功労者表彰条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第10号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第11号議案 新城市職員の退職管理に関する条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 きこの本会議でも質疑あったと思うんですけども、この営利企業へのこの再就職って言うか、5年の関係なんですけども、きこの答弁の中で、営利企業以外での給与をいただいた場合には届け出が要るってような答弁があったと思うんですけども、例えば今、部長職、管理職は大概、再任用するような市役所の現実です。営利企業以外で給与いただいているというか、市の場合、市の外郭団体って言うのか、福祉法人って言うのか、そういうところだと思うんですけども、どのようなケースがあるんですかね、新城市の場合ありますか。

○村田康助委員長 鈴木人事課長。

○鈴木隆司人事課長 今の御質問であります。外郭団体って言うか、きこの本会議の質疑で部長が申しましたように、シルバー人材センターとかが外郭ではありませんが、そういう特別の法人でありますので、そういうのは想定できるのかなと思います。

○村田康助委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 再質問になって申しわけないですけど、シルバー人材センター以外でいくと、社会福祉法人だとか老人ホーム、それからそういうところに行く場合も一応、何がし手当をいただいているっていう場合は、やっぱり届け出がされるんですか。

○村田康助委員長 鈴木人事課長。

○鈴木隆司人事課長 役職が再就職した場合は届け出が必要となります。

○村田康助委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 役職って言うと、例えばどういったものがありますか。

○村田康助委員長 鈴木人事課長。

○鈴木隆司人事課長 在職当時課長職以上であったものが法人なりに異動した場合のことが想定できると思います。

○村田康助委員長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第11号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第12号議案 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 きこのも人事評価のところでのいろいろ本会議であったんですけど、ちょっと裏面のほうのですね、給料表のことでちょっとお聞きしたいんですけども、書いてあるのは相当の技能または経験を必要とするっていう、この技能と経験っていうのは、ある程度の年数があってというのと技術の資格を持って相当の経験という、この級の階級のところの相当の技能または経験という、どういう評価、どこでどういう形で評価されるのかということをお聞きします。

○村田康助委員長 鈴木人事課長。
○鈴木隆司人事課長 先ほど加藤委員言われたように、経験年数とかも十分考慮した形になろうかと思います。
○村田康助委員長 ほか。いいですか。
〔発言する者なし〕
○村田康助委員長 質疑なしと認めます。
質疑を終了します。
これより討論を行います。
討論はありませんか。
〔発言する者なし〕
○村田康助委員長 討論なしと認めます。
討論を終了いたします。
これより第12号議案を採決します。
本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。
それでは、第13号議案 新城市職員定数条例の一部改正を議題とします。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
〔発言する者なし〕
○村田康助委員長 質疑なしと認めます。
質疑を終了します。
これより討論を行います。
討論ありませんか。
〔発言する者なし〕
○村田康助委員長 討論なしと認めます。
討論を終了します。
これより第13号議案を採決します。
本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。
次に、第14号議案 新城市職員の勤務時間、

休暇等に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第14号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第15号議案 新城市職員の育児休業等に関する条例及び新城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第15号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第16号議案 新城市特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 ちょっと教えてください。

この期末手当の内払い3つという、この内容、中身を、もう決まっているの内払いとみなすという、この意味はどういう。

○村田康助委員長 鈴木人事課長。

○鈴木隆司人事課長 今回の条例の改正につきましては、昨年12月に支給した12月の期末手当でで手当をするという考え方で進んでおります。

既に、12月の期末手当については支給済みでありますので、支給した分の差額を今度支払うということになりますので、全額を規定をするわけなんですけども、既に支給済みの部分は内払いで払ってあるというような表現で、条例で整理させていただいております。

○村田康助委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第16号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第17号議案 新城市職員の給与に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第17号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第18号議案 新城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第18号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第19号議案 新城市若者チャレンジ補助金審査委員会条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第19号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第20号議案 新城市新城まちなみ情報センターの設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 このまちなみ情報センターの利用者がですね、きのうも本会議であったんですけど、居住者っていうのはどこまで指してるか、一応括弧書きには書いてはあるんですけども、居住がしているかどうかっていう証明は住民票かなと思うんですけども、住所が届けてない場合でも、この1.5倍と言うか、この辺の申込書を信用するのか、どこで判断するかっていうか、この点どう判断いたしますかね。

○村田康助委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 本人確認ということですので、本人の身分を証明できる物、そういった物で確認をさせていただきたいというふうに考えております。

○村田康助委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 身分を証明するということは、大概、免許証等が多いかなと思うんです

けども、確かに市内の企業に来てる、または市内の学校に来てる。でも免許証は豊川市だとかという場合とか、そういう場合はどういう扱いに。

○村田康助委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 したがいまして、その方から、やっぱり市民じゃないかどうかというふうなことになりますので、そういった市民じゃない方はやっぱり割増しという形になりますので、そういった形の場合は、その料金をいただくための確認をさせていただくということでございます。

○村田康助委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 免許証でいうと豊川市が入っていると言うけども、実際、私は市内のここに下宿してんだよと。下宿って言うか、今は下宿って言わないか。アパートに入ってるんだよといった場合には、やっぱり市内の居住にならないかなと思うんですけども。

○村田康助委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 この市民というのは、いろいろ定義がありますが、当然、在学、在勤、そういった方も含まれるというふうな解釈をしておりますので、全くそういうかわりのない方が利用したいというふうな規定でございます。

○村田康助委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 何で証明して、こう1.5倍にするか、そこなんです。普通、単純には免許証とか保険証とかという物が多いと思うんですけども、特に学生さんっていうか、フリーターっていうのは、非常に住所があいまいって言ったら申しわけないんですけども、特定できないケースがあると思うんですよ。そういう場合に、本当に定額か、1.5倍にするのかっていう形の見分けは。

○村田康助委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 これは今回、条例の一部改正でございますので、今までどおり、適用については一緒でございますが、

例えば学生さんの場合は学生証とか、そういった形で確認を今までどおりさせていただいておりますので、そういった形の運用で。

○村田康助委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 今までどおりっていうのがよく意味がわからない。

○村田康助委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 ですので、例えば学生証とか、そういった形で確認をさせていただいて、そういった料金につきましては納めていただくという形で実施しておるといふふうに聞いております。

○村田康助委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 申しわけない、市内の居住者っていう、この定義がちょっとよくわからない。

○村田康助委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 先ほどから申し上げますように、当然、住所地を置いている方もそうですが、学校で新城市外からでも新城へ通学されている方、在学。

○村田康助委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 市内の学校ならば、そういう意味。

○村田康助委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 そういう意味でございます。

○村田康助委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第20号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第21号議案 新城市自治基本条例及び新城市住民投票条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 施行期日の、この6月19日という、この期日はどういう意味合い。

○村田康助委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 これにつきましては、公職選挙法の法改正の施行日と言いますか、それに伴いまして、6月19日ということを知っておりますので。

○村田康助委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 間違いない。

○村田康助委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 そのように聞いております。

○村田康助委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第21号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第22号議案 新城市めざせ明日のま

ちづくり事業補助金審査委員会条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第22号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第23号議案 新城市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 済みません、この報償金の支給額は今まで5年単位って言うか、だったんですけど、各年ごとにずっと割り振ってきたんで、この階級と、この年ごとにこう、割り振っていく、この金額の決め方って言うのかな、この階級を定めて1年ごとにこう上昇していく、何かどっかの素案があったのか、独自でこの消防のほうで決めたのか、この辺の根拠と言うかな、それを。

○村田康助委員長 野々村消防総務課長。

○野々村哲史消防総務課長 ただいまの加藤委員の御質問に関してですが、案を私ども検討する段階では、この改正の中においてもですね、5年ごとの区割りについては、従前の消防団員等公務災害補償等の共済基金、この

基金を私ども利用させていただいて、財源手当てをしながら施行しておるわけですけど、この基準額をそのまま踏襲させていただいて、その間のそれぞれの間の年数を案分する形でやらせていただいております。

これの1つの参考として、一番大きなモデルは、近隣で行きますと設楽町さんが制度化しております。その部分を参考にしながら、いろいろ全体的に勘案しまして、考えさせていただいたということでございます。

○村田康助委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 基本的に、5年単位のいままでのものは変えてないんですけど、その各年度、年ごとのやつを案分して行って、もう少しこう、ふやしたとか、そういう意味じゃないんですか。

○村田康助委員長 野々村消防総務課長。

○野々村哲史消防総務課長 いろいろ消防団の要望等々を踏まえて、ある程度金額が提示できればとは思いますが、財政的な部分もありますし、それから先ほど申しましたようにですね、近隣の先進と言いますか、市町の状況も勘案しますとですね、そのところは固定をさせていただいて、中で、それよりむしろそれぞれ勤めていただいた年数に応じた退職報償金という形で制度化させていただきたいという趣旨も重要な部分としてとらえてやらせていただいたということでございますので、よろしくお祈いします。

○村田康助委員長 ほかに質疑はありませんか。

菊池委員。

○菊池勝昭委員 階級によって金額が変わってるわけですが、これ退職するときの階級で評価決めていくということで、それ以前に団長をしたけど退職するときにはまた変わっていたというときには、その人にはそういう金額はつかないわけですね。

○村田康助委員長 野々村消防総務課長。

○野々村哲史消防総務課長 経歴の中で最高

位のものがあれば、そこのところでは。

○村田康助委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第23号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第24号議案 新城市火災予防条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第24号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第25号議案 新城市固定資産評価審査委員会条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第25号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第88号議案 市有財産の無償譲渡を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第88号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第93号議案 新城市過疎地域自立促進計画の策定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 きのうちも大分、本会議でも議論になったんですけども、私も本当に勉強不足で申しわけないんですけども、昨夜ずっと読みふけていましたけども、5年間のこの計画ですね、大変、計画っていうのは制度的にはうまいんですけども、このずっと読んでみましたらですね、本当にこう総花的で、確かにすばらしいなっていう文言で書いてはあるんですけど、現実これで本当にこの過疎の促進って言うか、そういうこの地域に対するですね、手当ての関係、いろんな問題点が問題と課題と、その対策っていうことで書いてあるんですけども、じゃあこれ本当に5年間でどのような形で進んでいくかっていうことがですね、なかなか見えてこないところがあるんです。それぞれのことをしっかり書いてはあるんですけども、じゃあ年次計画としたら平成28年もうこの4月から入っていくわけなものですから、まず1点としては、この計画期間内5年間の中でどういう形で進んでいくっていう、こう具体策っていうのは、まだつくられてないのか、今後毎年、年次計画をつくって達成を、この計画どおり達成させていくのかどうか。それによってこの作手と鳳来地区の非常にこの過疎地域が自立してよくなっていくのかなと、その辺のお考えって言うのか、計画的なものがありますでしょうか。

○村田康助委員長 林企画政策課長。

○林 治雄企画政策課長 この今回の策定につきましては、一応、平成28年度から平成32年度の5年間ということでございますが、その5年間で鳳来等過疎地域は、自立するというわけではございません。継続して、今までも継続して事業等、取り組んできております。それを平成28年から平成32年までの5年間というふうな法的なところの期間でございますので、その期間の中での事業に取り組んでいくということでございます。

一応、事業として挙げておりますが、もし

変更等がございましたら、また議会等にお諮りして、議決をいただくというような、事業を変更する場合もございます。

また、平成32年度以降も当然続けていかなければいけない事業はありますので、そういったことにも取り組んでいくということでございます。

○村田康助委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 今、答弁でもあれですけど、これ本当読んでみて、じゃあもうこれこの4月すぐですよ、始まりますよね。5年間っていう時限立法かどうかわかりませんが、これよっぽど早急に、じゃあ平成28年度どういうことをやっていくんだ、平成29年度はこういうことをやっていくんだということを立てないと、何かこの書いた文言がそのまま過ぎていってしまうような気がする。

上のほうをちょっと見ますと、道路整備とか、そういうハード的なところはすぐこうどこどこを整備しますよと書いてはあるんですけども、あとの実際、きのうちも質問があった産業だとか交通だとか、私が一番心配するのは、5番目の高齢者の対策、医療の関係、それから集落の整備、この集落の整備なんか非常に4.5軒で1つの行政区を担っているところが大変だなっていうところが、その辺の現況と問題点も読ませていただいたんですけども、計画としては非常にちょっと抽象的って言うのか、乏しいと思うんですけども、実際5年って言ったらあつという間にこう過ぎていってしまいますので、何かこう年次計画っていうのを私は立てていただきたいなっていうか、特に作手なら作手、鳳来なら鳳来で何を一番の重点を置いてやらないと過疎がどんどん過疎になってしまうっていうか、集落維持ができなくなってしまうということがありますので、もうちょっとその点を総合計画や創生事業ですか、まち・ひとの創生事業を踏まえて、総合戦略を踏まえて進んでると思うんですけども、もっとこう的を絞ってち

やんとやっていかないとだめではないかなと思うんですけども、その点どうお考えか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それからごめんなさい、もう1点。この計画、これは庁内の職員がすべて皆さん考えておつくりになったのか、どっかコンサルへ委託されてつくられたものなのか、ちょっとその点も一緒にお願いします。

○村田康助委員長 林企画政策課長。

○林 治雄企画政策課長 この事業につきましては、昨日も答弁の中にありました、総合的に対策、計画的に進めていくということでございますので、絞ったということですが、ここに載っているものが過疎計画として絞った形となります。

あと、年次計画でございますが、議案の資料のほうに5カ年の事業計画が、済みません、お手元にならぬようございました。5年間につきましてですね、年次ごとの計画を立てて事業のほうを進めていくというふうに計画しております。

この計画につきましては、コンサル委託ということではなくて、庁内で各担当ごとの意見も集約しながら計画を策定したところでございます。

○村田康助委員長 ほかに。

菊池委員。

○菊池勝昭委員 今、加藤委員と同じような質問になるかと思いますが、平成28年から平成32年度までの5年間の計画事業としてこれだけのものをやりますよってということは書いてあるんですが、総合計画と整合性を持たないといかんと思うんですが、その中でこの事業は何年度に実施しますとか、そこまで決めていただくと、載せただけで積み残して、また次行ってまたこれが載つとるっていうような、今までの流れだと、それが結構多いと思いますので、過疎地域で本当ここに載つとるような事業をやってもらうことは非常に大切なことで、これだけの事業がここに載つとる

事業が終わっただけでもかなり地域が変わると思いますので、そのあたりは今後どのように、何年度にはこの事業を取り組みますというようなことまではできないんでしょうかね。

○村田康助委員長 林企画政策課長。

○林 治雄企画政策課長 それぞれ年次計画ごと事業を計画させていただいています。

予算の関係もございまして、計画どおりという、その辺は違いはあるかもわかりませんが、5年間の中で取り組んでいくというふうに、年次計画を立てて、実施していきたいと思っております。

○村田康助委員長 菊池委員。

○菊池勝昭委員 じゃあ、ここへ計画に載せたこの事業については、この5年間にちゃんと完了せないといけないよっていうような縛りはないんですね。県との話も結構やって、総務省ともつながつとる話だと思うんですが。

○村田康助委員長 林企画政策課長。

○林 治雄企画政策課長 縛りと言いますか、取り組んでいきたいということではございますが、極力、事業のほうを実施をしていきたいと。5年間で事業のほうを完了できるように努力していきたいと思っております。

また、5カ年、年次ごとの計画を、立てておりますので、提供させていただきたいと思っております。済みませんでした。

○村田康助委員長 菊池委員。

○菊池勝昭委員 それで、この過疎地域、過疎債ですよ、これの法律は、議員立法で決まって5年ごとの時限立法でどんどんどんどん更新されてきとると思います。この次はないかもわからんもんですから、そこらあたりも考えて、なるだけ事業はどんどん進めてほしいなというのが私の気持ちです。

それと、1つ、ちょっとこれは余計なことになるかもしれませんが、常に私が思うのが、山間地域の持っている多面的機能では、すごい仕事をしてるよという数字が出てますので、それに対して見返りが地域にないのが一番、

過疎地域が疲弊してるもとだと、いつも言ってきたんですが、今回のことをよく考えてみると、過疎債っていうのはそういう面での還流する道筋が1つはついているのかなと思います。

ですので、この事業をどんどん進めていただくことが本当にその地域に実際に見返りが来たということになると思いますので、それがやっぱり今まで計画には載ってても年度内にちゃんとできないことも結構多いと思いますので、そこらあたりはちゃんと載せた以上、ちゃんとやってもらおうと。そういう姿勢で取り組んでいただきたいと思います。

○村田康助委員長 林企画政策課長。

○林 治雄企画政策課長 今、菊池委員が言われたように、載せただけでなく、計画のほうを実施してまいりたいと思っております。

○村田康助委員長 ほかにどうですか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第93号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第96号議案 新城市消防団員等公務災害補償条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第96号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、本委員会に付託されました案件の審査はすべて終了しました。

なお、委員会の審査報告及び委員長報告の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、総務消防委員会を閉会します。ありがとうございました。お疲れさまでした。

閉 会 午前9時49分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

総務消防委員会委員長 村田康助